

平成20年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

平成21年3月
社団法人 日本船舶品質管理協会

1. 事業目的

船用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に随時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに船用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行ない、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行なう。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容(計画)

- (1) 船用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行なう他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (3) 本会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3.1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催し、事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 平成20年度事業として実施している「救命艇離脱フック機構の安全性向上に関する調査研究」の検討結果をもとに、救命艇の事故防止対策としての救命艇離脱フックの構造要件、評価試験方法の見直しに関し提案するために、平成21年3月にロンドンにおいて開催されたIMOの設計設備小委員会（DE52）に有識者を派遣した。
- (2) 救命艇事故防止に関する海外文献を翻訳して、当会関係会員に配布した。
また、関係会員に情報として提供するとともに今後の当会の活動に資するために、IMOのDE52における審議内容（英文）を翻訳した。
- (3) 法令改正説明会を次により広島市及び東京都において開催した。

実施日	場 所	実 施 内 容
H21. 2. 24(火)	ホテル グランヴィ ア広島 (広島市)	船舶設備規程の改正及び BC コードの強制化等に 係る法令改正説明会 (1) 船舶設備規程等の改正について (講師：国土交通省海事局安全基準課) (2) BC コードの強制化について (講師：国土交通省海事局検査測度課) (参加者 広島 97名、東京 80名)
H21. 2. 27(金)	東海大学校友会館 (東京都)	

3. 2 事業の成果

国際海事機関 (IMO) 等への情報提供に関しては、平成 21 年 3 月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設計設備小委員会 (DE52) に救命艇の事故防止対策としての救命艇離脱フックの構造要件、評価試験方法の見直しに関する提案を行った結果、同提案を考慮に入れた改正案を作成することとなった。

SOLAS 条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMO の各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載することにより会員等に周知したが、中でも船用品の型式承認試験基準の改正等、特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。

法令改正説明会を広島市及び東京都で開催し、各会場とも多数の海事関係者が参加し、説明会は盛況裏に終了した。

広島会場：参加者数 97 名、

東京会場：参加者数 80 名

